

## 特定共同企業体における施工形態の設定に関する試行要領

〔平成20年3月27日〕  
〔総務第1202号〕

〔沿革〕平成20年3月27日付け総務第1202号制定、平成24年3月29日付け総務第321号一部改正

(趣旨)

第1 この要領は、特定県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格等に関する規程（平成8年4月19日付け岩手県告示第428号）、特定県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格等に関する取扱要領（平成8年4月19日付け建振第56号。以下「JV取扱要領」という。）及び条件付一般競争入札における入札参加資格の設定基準（平成19年6月6日付け総務第234号。以下「設定基準」という。）に規定する特定県営建設工事における施工形態の設定の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2 JV取扱要領第2(1)ア及びイ並びに(2)ア及びイに該当する工事を対象とする。

(施工形態の設定基準)

第3 第2の対象工事における施工形態の設定は、設定基準別紙1「特定共同企業体発注方針」の規定にかかわらず、次により行うものとする。

(1) 「2者JV」としている土木構造物及び建築物の一般工事、設計額5億円以上10億円未満については、「混合入札（単者又は2者JV）」とする。

なお、この場合、地域要件の拡大により県外業者を含める場合であっても、県外業者の参加は「外・内」2者JVの形態のみ認めるものとし、県外業者単体の参加は認めないこととする。

(2) 「3者JV」としている土木構造物及び建築物の一般工事、設計額10億円以上WTO未満については、「2者JV」とする。

なお、「外・内」2者JVでの参入見込が10者に満たない場合は、非代表者の施工実績要件を緩和すること等について検討するものとする。

(補則)

第4 この要領により難い事由が生じた場合は、設定基準により施工形態を設定するものとする。

附 則（平成20年3月27日付け総務第1202号）

- 1 この要領は、平成20年4月1日以降に公告を行う工事から適用する。
- 2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月29日付け総務第321号）

この要領は、平成24年4月1日以降に公告を行う工事から適用する。